

(第一類 第十五号)

第四回國會 労働委員会 議 録 第二号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

午後二時十六分開議

出席委員

委員長 網島 正興君

理事 山花 秀雄君 理事 川崎 秀二君

理事 中原 健次君

尾崎 末吉君

倉石 忠雄君

久保田 鶴松君

山下 榮二君

木下 榮君

出席國務大臣

労働大臣 増田 甲子七君

出席府委員

法務廳事務官 西村 健次郎君

労働政務次官 鈴木 正文君

労働事務官 賀來 才二郎君

委員外の出席者

専門員 濱口 金一郎君

十二月八日

委員松崎朝治君辭任につき、その補

欠として鈴木明良君が議長の名指で

委員に選任された。

本日の會議に付した事件

公共企業体労働関係法案(内閣提出

第六号)

職業安定法第十二條第十一項の規定

に基づき、職業安定委員会委員の旅費

支給額改訂に關し議決を求める件

(内閣提出、議決第一号)

○網島委員長 ただいまより會議を開

きます。

昨日合同審査会におきまして、職業

安定法第十二條第十一項の規定に基

き、

き、職業安定委員会委員の旅費支給額

改訂に關し議決を求めるの件は原案の

通り可決いたしましたが、本委員会

におきまして、これを採決いたすの

が妥当であると考えますので、これ

より採決に入ります。本件に關して原案

通り可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○網島委員長 御異議なきものとし

て、原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成につきましては、

委員長に御一任願いたいと思ひます

が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○網島委員長 御異議なしと認めまし

て、さようとりはからいます。

○網島委員長 引続き公共企業体労働

関係法案の質疑を継続いたします。中

原健次君。

○中原委員 前會に引続きましての質

疑事項が三、四残つておりますので、

そのことについて伺いたいと思ひま

す。まず最初に、第十九條の苦情処理

共同調整會議の問題であります。これ

によりますと、職員代表二名並びに

企業代表によつて構成されることにな

つておるようでありますが、これはこ

の法律案に一貫する一つの特徴的な

点とでも申しますか、いわゆる組合側

の代表は職員の代表の選考方法の決定

に、はなはだ非労働者的な選考がなさ

れるような危険がひそんでおるのであ

ります。従つてこの會議を構成する両

者の代表者が選考された場合に、その

代表の中いゝわば労働者の代表者に、

眞に労働者の労働者的利益を代表する

に足るだけの者が選ばれるという確信

がつくかどうか。この点について、次

官の御見解を承りたい。

○鈴木正三政府委員 お尋ねの点につ

きましては、眞に労働者の代表となる

人を自主的に選ぶ、労働者自身の手

で選んでもらうということが、第八條

その他の方の條文と照しまして骨子

になつておるのであります。それが

どうしてもいろいろな關係で、一定の

時期にうまく選べなかつたというよう

な場合には、どうするかという手続も

きまつておりますけれども、あくまで

も法の建前は、そういう二段、三段の

手続にまつまでもなく、自然な形でも

つて労働者諸君の代表が選ばれて行

くということ、建前としておるのであ

ります。それからあとの手続というふ

うなものは、規定はしてありまして

も、建前としては、そういう段階に

まで至らずに決定して行くという形

で運営に當つて行きたい。またそういう

ふうに推移して行きたいものと思ひ

ます。特に公共企業体といひましても、國鉄

及び專賣關係の組合は、その実力、そ

れから現在立つておる民主的な立場か

ら考えますならば、おおよそその線に

沿つて所期の目的を達成されるのでは

ないかというふうに考えております。

御説のように、眞に労働者諸君を代表

するような人たちが選ばれるというこ

とにつきましては、政府といたしまし

ては、本來民主的に労働者諸君の手で

選ばれるのでありますから、干渉とい

うことは、もちろんいたすはずはあり

ませんけれども、極力政府側が、そう

いつた方面に不当な干渉がましいこと

はいたさないという態度は、もちろん

とるつもりであります。中原さんが

御心配のような点がないようにして行

きたいと思つております。

○中原委員 この点が本法律案の一つ

の特徴をなしておるわけですが、しか

も悪い特徴をなしておるわけですが、

うのは「職員は、組合を結成し、若し

くは結成せず、又はこれに加入し、若

しくは加入しないことができる」とい

うことをわざ／＼規定いたしました。

組合員、非組合員の対立要件をその初

めにおいて形づくつておるところに、

実は欠陥があるのであります。従つて

この兩者の組合員並びに非組合員の代

表者をもつて協議して、苦情処理共同

調整會議の代表を選ぶということにな

りますと、われ／＼の経験から申しま

す、組合に入らないことを欲せず、む

しろ組合に入らないことをもつてよし

とするような考え方を持つ労働者は、し

ばしば非労働者的な感覚と、そういう

性格を持つておるわけでありま

す。従つてそういう性格と感覚が、そ

の間に助長されて、労働組合に對して

は、むしろ対立的なもの、だん／＼

に威脅して行くというおそれがあるわ

けであります。従つてその結果は、い

わば第二組合的なものを構成して行

くという危険性を多分にばらんでお

るわけでありま

同じ一つの企業体の中で、あるいは職

場の中で、働いておる労働者が二つの

道をたどつて行くという結果になるこ

とは、それによつて、おの／＼から労働

者的な統一された條件の中へ、これら

の労働者が列を同じうして並ぶことが

できなくなつて来る。すなわち内部対

立が當然醸成されて来るというところが

予想されるわけでありま

す。従つてそ

ういう關係で選出されま

す代表者

が、はたして組合、非組合の兩者の間

に一致した結論を発見することが可能

であるかどうか。これはしば／＼混亂

が伴うわけでありま

す。そうなりま

す。おの／＼からそこに代表者を二名選

ぶとすれば、一名は組合の意向を代表

する者、一名は組合の意向を代表せ

る、いわば非労働者的な感覚を持つた

代表者が選ばれて行くという結果が一

また予想されるわけでありま

す。さ

うなことになつて参りますと、これを

押しなべて、いわゆる職員代表という

美名の中には、二つの感覚、性格が織

り込まれて来る。そうなりますと、企

業を代表する二名と合せて四名の代表

者をもつて構成したこの委員会は、比

率から申しますと三対一、こういうよ

うな關係に陥つて参るのであります。

従ひましてせつ／＼苦情処理のための

共同調整委員會を持ちながらも、その

苦情処理委員會が、遂に労働者のため

により結論を見出すことが困難な状態

かどうか。しかもこの法律案を御提出になられた限りは、相当その問題について心を配られたことであろうとは思いますが、しかし結論から申しますと、この法律案をこれよりとして御提案になられたとすれば、ただいま指摘いたしましたような欠陥については、一体どう御見解でおられるのか。このことをあわせて承つてみたいと考えます。

○鈴木(正)政府委員 まずお答えの前提として御了解をいただきたいのは、これは増田労働大臣もいろいろ機会にしばしば申し上げましたし、私どももそう思っているのではありませんが、あえてこの公共企業体の関係の労働組合に限らず、廣く労働組合というものにつきまして、私たちは質、量ともに今日以上に強力な活動力のある組合に発展して行くということを、衷心からこいねがつておりますし、労働政策の一つの重要な面もそこに置いているのであります。中原さん方と多少組合自体の性格についての見方の角度は、かわる点があるかもしれませんが、極力今日以上に育成して行くということの立場においては同様でありますし、その組合は、これもしばしば大臣から申し上げましたように、極端な左右両翼に流れず、民主化された組合、こういうものを考えている。従つて私どもも、この法の運営に当りまして、組合の分裂と言ふと大げさな言葉になるかもしれませんが、幾つかの組合がよきによきと出て来て、労働組合の戦線が分断されるというようなことは、心構えといたしましては望んではおらないのであります。むしろその反対に、法はそういう場合を幾つか予定してそれ

に應じ得るような規定はいたしまして、私どもの考えをいたしましては、でき得るならば、単一の強力な組合が質、量ともに発展して行くことをひたすら切望しておりますし、そういう組合が出現して、民主化されて行くということが、労働行政の側といたしましても、あるいは公共企業体の運営に当る方の側としてもありがたいのであつて、そういう方法をとりたいてと考えておりますというところを、まず最初に御了解をいただきたいと思つております。それから考えますと、ただいまの御質問の内容でありますけれども、そういう中原さんの御心配のような場合も、この法案をこく平面的に読んで行つて、そして特殊の場合を考える、考え得られないのではありませんけれども、ただいま申しますように、國鉄関係、専賣関係の組合の實力と現在の内容、そして私ども政府当局の考え方というものを総合いたしますと、まず中原さんの御心配のような組合の分裂、それからどこに交渉の重点があるかわからない、組合に入らなない側の職員の代表が、非常に強力な立場でもつてもう一つ現われて来るというようなことも、避けて運営して行けるのではないかと思つておるのであります。同時に組合自体の運動は、私どもの考えの根本におきましては、あくまでも労働者諸君の自由な意志のもとに、民主化された形の上に運営してやつていただきたいというのが建前でありますから、このことは労働者諸君及びその指導に当られる方の良識におまちなすというところが、やはり將來にわたつてのほんとうの労働対策だと思つておる次第であります。

○中原委員 ただいま次官から御答弁を得ましたが、なるほど政府の当局とせられては、組合の正常なる育成発展をこいねがい、そのためにあらゆる方法を盡して遺憾なきを期したいという政府の考え方は、もとより私もよく理解できるのであります。しかし問題は、単に主観的に、あるいは観念的に問題をどうにとりまといふだけでは、動くのは現実の体が動くのであります。従つてそれに対しては科学的な條件が附與されなければ、組合が正常に発展しない。組合を進展せしめるためには、労働組合に対しておのずから責任を持たしめ、労働組合自身も、自主的にみずからの責において事を決して行くという條件を条件づけて行くことが、組合の正常な育成発展をこいねがうための心構えであり、また対策である。私どもも考えておるのであります。しかるにこの法律案は、一貫する欠陥として、組合を育成するのやら、組合を分裂せしめるのやらわからないう危険性を多分に内包しておる。この点については、少くとも今までの質疑應答の過程において、大臣との間には幾たびか意見を交換したことがありますが、ただいま私が特にこの問題を再び取上げなければならなかつたのは、もし苦情処理共同調整会議の代表選出に関連して、その代表が眞実に労働者の利益を代表して、いわゆる排他的な代表として、眞実にその使命を全うし得るだけの代表者が選び得るかどうかが、この條文の示すところに従つて選考されますならば、結局組合と非組合との間に意見の一致を見ることが、しばしば困難に陥るのではないかと。すなわち組合に加入することをが

えんぜないような労働者というものは、みずから労働者でありながら、しばしば労働者の感覚を持つておられない。労働者の感覚を持つておれば、もちろん勉めるまでもなく労働組合に入るものであります。しかるに入らなくともいいという前提条件がこの法律案にある以上は、入らなくともよろしいという側に立ちやすい危険性が、まだわが日本の労働者としてはないとは保証しがたいのであります。従つてそのようないわば非労働者の立場から、この會議に参加する職員代表というものが、労働組合に対しては、労働者の代表として、眞に労働者を代表するための排他的な使命を全うし得るものではないということが考えられるわけであります。この点について、大臣も次官の御答弁とおよそ同一な御見解だろうと思つていますが、私はこういう法律案を決定する前には、少くとも、單に主観的に、観念的に問題を決するのではなくて、具体的に、客觀的にこれを觀察しながら、法律を決定すべきものでないかと考えるのであります。従いましてそういう本法律案に一貫する一つの矛盾の一番の根柢をつくつたものは、組合を結成しもしくは結成せずとか、組合に加入しもしくは加入しないことができるというような、一つのオープン・ショップ的な取扱ひの方の中に、しかもこのことをわざと條文の中に明記したことによつて、組合に加入しないでも労働者の利益は守られ得るものであるという錯覺を與えることとなる危険性が、多分に内包されておるわけでありまして、この点について、組合の育成という熱願を持つ立場から、はたしてこのような考え方が安

当な考え方であつたかどうかということについて、大臣の御見解を伺つておきたいと思つてます。

○増田國務大臣 この点はもう中原委員とはしばしば質問應答を重ねたところでもございまして、職員の代表者と書いてございしますが、こういう書き方はたとえば九條にもございまして、その他至るところにあるわけでございます。それけれども、要するにオープン・ショップ制を確定した以上は、組合の代表者というふうには、立法の体裁上書き得ないわけで、こういうふうになつておる次第でございます。オープン・ショップ制というものがいいか悪いかという議論は、中原さんがしばしばおつしやるところでございまして、労働協約の中にクロージド・ショップというものを規定することが、日本の労働三法下においては許されております。しかし法律でクロージド・ショップでなければならぬというようにすることは、合法的なこういう法律で、組合員にあらざれば職員たることを得ずということに相成る次第でございまして、これは團結をすることもできるし、團結しないこともできるのだから、そこは相當の問題であると私は考えております。われわれがオープン・ショップ制の規定を置いたということは、憲法上から当然出て来る結論でありまして、こゝ書いたからといって、組合を歓迎しないというふうな臆測されるのは、少し臆測が中原さんとしては過ぎやせぬか、立法の体裁としてこゝ言わざるを得ないという点は、どうか御理解願いたいと思つております。こゝ書いてございまして、われわれはもちろ

かもこの公法の対象は、やはり公法で設定されておるところの専賣公法なり、あるいは國有鉄道法によつてできる公共企業体の職員である。その労働関係を規定し、それを対象としたものである。そこで憲法上の結社の自由といふことからは、正面から結社の自由を拘束するような規定は置きたかつたから、結局労働組合を結成することもできるし、結成しないこともできる。こゝういふふうに書かざるを得ない次第でありまして、決して組合自体のたくさんふえることをいねがつたり、あるいは組合員でなくなることを欲したりといふ意味では絶対にございせんから、さういふ前提で、労働者の味方である法律でないといふことを御議論されても困るのであります。われわれが公共企業体の勤労者の利益、福祉を保護するために、この関係法をつくつたという点を、どうか御了解願ひたいのであります。しかもマツカーサー・レターの示す範囲において、できるだけ公共企業体の職員の福利、利益をはかつた労働関係法を法案として、提案したつもりでございませう。

それから海員争議のことは、中原さん御承知のごとく、海員労働は運輸省の所管でございまして、こちらの主管でないのですから、間接にしか聞いておりませんが、今ある程度の案が得られまして、もしこの予算措置が関係方面で承認が得られるものであるならば、ある程度急遽に解決がつけばせんかといふ見込みださうであります。

○辻井委員 第三章第八條の団体交渉に關する問題なのでありますが、この団体交渉の対象になつておりますもの

が、第一号から第八号まであります。一号には賃金、労働時間及び労働条件といふことになつております。しかし労働条件といふと非常に範囲が廣いのでありますから、私の考えをいたしましては、以下二号から八号まで数え上げますと、団体交渉の内容になるものがまだほかにもありまして、さういふものも、当然この労働条件の中にでも含めて、対象にすることができると思ふのであります。具体的に申し上げますと、衛生に關する問題でありますとか、業務上の災害保障、共済組合、厚生関係、あるいは組合活動に關する問題、こゝういふようなこともこの労働条件の項目として、その他の何号かの中に含めて、団体交渉の対象に取上げることもさしつかえなからうと思ふのであります。大臣の御意向を伺つておきたいと思ひます。

○増田國務大臣 御説の通りでございませう。

○中原委員 それでは大臣が、本会議の方の御出席を迫られておるようなのので、ただいま御質問をいたしかけた海員ストに關する問題については、時間をまた別にいたしまして、問題をあとに引きもどしまして、本法律案の内容の検討について御質問を申し上げますと思ひます。

第十九條の点は一顧それで打ち切りまして、第二十一條調停委員の場合であります。この調停委員を選考いたしました場合に、その名簿を交換して交互に反対の委員を選考する、こゝういふことになつておると思ふのであります。これはどういふことがねらいで、こゝういふ複雑な手続をおとりになられたのか、それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○國村(農)政府委員 これは法制的な、技術的な点を御説明申し上げます。れば、片一方職員の側の方が一定の適当と認める名簿をつくる、それを公共企業体の方で、その中から一名を選ばう。それから逆に今度は公共企業体の方で名簿をつくり、その名簿につきまして、職員の方で一名を選ばう。こゝういふことは、結局調停委員会といふものは、第三者的な立場におきまして、円満なる調停をはかるという機能を果たすべきものでありますけれども、その機能を果たすためには、やはりお互に、労働者側の選んだ者を企業者側の側で納得し得る、また企業者側の選んだ人も、労働者側で納得し得るというようにな人で構成した委員会である方が、事が円満に運ぶという趣旨で、こゝういふ選考方法をしたのであります。從來のわが國の委員会の委員の選考方法は非常に異なつたやり方ではございませう。

○中原委員 考えようでは、はなはだ相手側の意思を尊重いたしまして、両者の円満な解決に、より役立たしめるための委員を選考するといふような説明づけにはなるかと思ひますが、しかしこゝで考えなければならぬのは、職員側が選びました候補者といふものが、たとへばここに三名なり四名なりの候補者が選ばれたとすると、その選ばれた候補者は、先ほどから私が触れておる点であります。組合員と非組合員両者の立場から協議して選んだといふことになるわけでありませう。こゝういふことになると、その候補者はかりに四名を選んだといたしまして、その四名の候補者の中で、二名は明確に組合意識を持つた、すなわち労働者的感

覚を持ち、また労働者の性格を持つた労働者が選ばれた。二名はさうではななくて、労働者のならざる感覚を持つた者が選ばれた、こゝういふことになつて来る場合が予想されるのであります。さうなりまして、いおば労働者のためにより候補者、あるいはさうでない候補者と、四名選ばれて出ましたときに、その中から反対側の企業者側の委員がこれを選ばうといふことになりませう。これはさういふまでもなく、企業者側の方に有利な都合のよい代表者が選考されて行くという結果が予想できるのであります。しかも企業家側の方から名簿を出すのであるから、いいじやないかといふ御説明があるかもしれませんけれども、企業者側の方は、これはあくまで企業者の立場を代表することはいふまでもない。さうすると、だれを選ばうとも、それは企業者の明確な立場に立つた代表者といふやうな予想がつくのであります。従つてさういふ交換関係において選ばれた委員といふものは、かりに一名ずつ二名選ばれたとしても、二名とも、これが非労働者的な代表者であるといふやうな結果に陥るのをせねしむためのものであります。こゝういふ予想をつけることがむりだとも、もしお考えになられるならば、どういふふにむりであるか、その点について御見解を承つておきたいと思ひます。

○鈴木(正)委員 中原委員のお尋ねになりました候補者は、條文にありますように、交渉委員が選ぶのであります。で、その交渉委員は初めの方に立ち返つて考えますと、先ほどもお答えの中にあるように、私どももいたしましては、主たる中心組の中

から選ばれておる人たちが、これに當るといふ結果を予想しておりますので、従つてこの交渉委員によつて選ばれるところの候補者自体は、二人とも組合もしくは組合主義に密着した人が選ばれるものといふふうに考へております。ただ極端な場合、單に平面的にこゝういふような場合といふように、突き詰めて行くと、中原さんのおつしやつたやうな場合も一つのケースとして、事例として考へられる余地さへないといふほどのことはないかもしれませんが、しかし現実には、今申しましたやうな形でもつて、組合を中心とし、あるいはほとんど組合を代表する人たちの中から選ばれるといふことになると思ふのであります。また私どもも運営において、さういふ成果をあげたといふことを考へておるのであります。

○中原委員 主たる組合は、組合員以外の職員の代表者と協議して交渉委員を指名する。さうなると、やはり結論は、主たるといふところを御強調になられました。なるほどそれは答弁としては正鵠が外れません。しかしながら主たる組合がほかの組合以外の職員と協議してきめるのでありますから、そのきめられた結論は、必ずしも純粹な、組合的な立場から選ばれたものといふことが言ひにくいのであります。従つてさういふ交渉委員によつてこの候補者が選ばれるといふことになつて来るのであるから、私の指摘いたした点は、決して單なる杞憂ではないのであります。むしろその見解こそが、ほんとうは適切なものであります。さういふ私どもの指摘いたした矛盾点を、政府の方でお氣づきな

つておられないとは、私はほんとうは思わぬのであります。そういう点をお気づきになつておられながら、なおかつこれを法律案として上程したところに、はなはだ言い過ぎかもしれませんけれども、政府の性格が現れておるのではないかと、やはりもの考え方には、何といたしましても中立性はないのであります。いすれかの側に立たしめられるのが必然である。そうであるならば、遺憾ながら政府は、少くとも吉田内閣に列せられる各位は、ものの考え方がもはやその点に固着しておるのではないかと、そういう点に固着し、固定しつけられておるがゆえに、この矛盾点がどうしても納得し得られない。従いましてもしそのことを知悉されながら、これを提案されたとすれば、一層私たちが申しますと感心できないし、もし知悉しない、そういうことはいささかも気づかない。ほんとうに心の底から純正の氣持で、このことを受当であると主張し得るならば、もはや感心そのものが、その線に落ち込んでおるといふような結果になつておると申し上げるよりほかに、言葉がないのであります。従いまして私も、ほんとうにこの問題に対して、労働組合の健全なる成長をいねがひ、労働階級の経済的な、社会的な各種の權益を十分に保障して行きたい、いわゆる書簡にいうところの、労働者の福祉のために盡すといふことを考へておいてなるのであれば、この点にはなほ遺憾ながら、矛盾をそのままに過ぎたのでは、それに対する答へが出て参らないといふことになることを、指摘申し上げたいのであります。

○實業政府委員 第五号に大臣請求のものが出ておりますが、これはまた申上げては失礼でありますけれども、説明の順序からいたしまして、やむを得ず申し上げるのであります。御承知のように労働法におきまして、公益事業に關しましては、労働大臣が調停請求ができることになつておるのであります。これは労働法の運用の場合におきまして、しばしば問題になるのであります。所管長官が、いづれも都合のよいときにかつてにできるが、よく言われたのであります。しかしあの労働法の運用の場合に例をとつて、かに電産なら電産という例をとつてみますと、いふぶん関係方面、たとえば電氣事業の行政運営の立場にありまします所管長官は、すみやかに調停を請求してくれと言われましても、労働省の立場といたしましては、労働法の精神を考へましてあくまでも労働関係の調整というものは、労働者が自主的に行うのが建前である。かような交渉が行われておらずして、まだ十分話し合ひがなされておらないのに、いきなり強制調停という形にするといふことは適當ではない、かような建前で運営をして参つたのであります。本法案におきまして、第一條におきましては、

おきまして、労働委員会は全体として、一体として中立性を保つのであるが、労資双方の利益を代表するものを得まして、そしてその労資双方の承認を経たところの中立委員を、第三者委員に委嘱するといふことになつておるのであります。これは立法當時から、また施行後今日までにおいて、ただいま中原委員のおつしやいまして、たゞ御意見は、各方面でも論ぜられておりましたし、また実際の運営の結果から見ますと、第三者委員といふものは、ある場合には労働者側の利益に対して強く同調の形をとられたり、場合によつては使用者側の利益に對し、あるいは理論に對し同調を示されたといふようなこともありまして、結局は、いわゆる第三者と申しますか、中立といふものはないのではないかと、申すことも言われ、かつまたある場合においては、さういふ見られるような結果になつたことがあるのであります。しかしながら、さうであるにすけれども、今日までの労働委員会は依然全体としての中立性といひますか、中立的な性格は保ち得て参つたのであります。そこでやはり労働組合法においてのさういふ精神をとつたといふのが、この法案の趣旨であります。労働組合法と異なる点は、労働組合法においては、御承知の通り労働者側の利益を代表する者は労働者側で推薦し、使用者側の利益を代表する者は使用者側の推薦によつて、そして行政長官が候補者を示して、両者の同意を得て定める、かやうになつておるものが、この法案においては、さらにこの調停委員会が運営上スムーズに行くことを予期して、双方が納得するの委員

を出して来る。またその納得するべく出た労働委員が第三者の委員を選ぶ、かやうなことになるのであります。従いましてわれわれとしては現行の労働組合法の精神及びその労働委員会構成の理論を、この公共企業体労働関係法にも持つて参りまして、また労働委員会が現在適當に運営されていることによつて、この法案の調停委員会において、より一層適性に運営されるもの、かやうなことを予定いたしておるのであります。労働組合法においては行政長官が候補者を選んでやるのであります。この法案においては、両者が選振するといふことになつておるだけ、組合法よりも合理的に運営できるかやうに予期している次第であります。

○中原委員 労働組合法の精神にのつてきておるというところになりまして、これはまたいふ／＼議論が出て来ると思ひます。私はむしろ労働組合法の精神を否定するといふ性格の上に立つて、この法律案ができたものと理解せざるを得ない点が多々あるのです。ですからせつかくの答弁でありましたが、それはとんでもない、いわば一つの歪曲であつて、ほんとうに公正な立場からの御説明とは受取りがたいのであります。かやうな議論はやめたい、ここに私は第二十四條の調停の開始の問題に對してお尋ねしてみたいと思ひます。

この二十四條に示されたところによりますと、調停開始の要件が、はなはだ納得しがたいものを内包しているわけでありまして、特に大臣が調停委員会に調停を請求したときは、ただちに調停に着手できるようになつておると解釋するのであります。これはこの大臣の調停を必要とする認定というものが、相當の場合問題になつて参るのではないかと考へるのであります。この点について、その妥協性がいずれにあるかといふことについての御見解を承つておきたい。

○實業政府委員 第五号に大臣請求のものが出ておりますが、これはまた申上げては失礼でありますけれども、説明の順序からいたしまして、やむを得ず申し上げるのであります。御承知のように労働法におきまして、公益事業に關しましては、労働大臣が調停請求ができることになつておるのであります。これは労働法の運用の場合におきまして、しばしば問題になる

この労働法の精神は取入れておるの
であります。すなわち第二項におきま
して、できるだけこの紛争防止、かつ
主張の不一致を友好的に調整するため
に、最大限の努力を盡さなければなら
ない、ということと関係者の義務とい
たしておるのであります。従いまして
その関係者はこの第一條の趣旨からい
たしまして、最大限の努力をせられる
ことと思つております。また最大限の
努力がないのに、またかような規定が
ありますのに、第二十四條の五号の適
用をするといふことは、適當でない
と考へるのであります。従つてまずどう
しても第一には、両者の自主的交渉
にまつ、両者が最大限の努力をして、
解決するように盡すといふことを期待
いたしておるのであります。問題は
よりまず、さうなことで片づか
ないという場合が、今までの例から見
ましても相當あるのであります。組合
側から申ししても、なか／＼第三者
の調停を入れようとしな、まだ今ま
での例から申ししても、使用者側が
それに應じようとしな、といふこと
が、相當例があるのであります。私も
中労委におりましたときに困りました
のは、どちらかといふと、使用者側
の方が調停委員会の調停に應じない
という例の方をよく経験したのであり
ます。さうな場合においては、労働不
安といふものを早期に解決するといふ
ことが、また最も必要でありますの
で、さうな場合には、やむを得ずこ
の大臣の請求をやる。さうな運賃に
いたしたいと考へておられますし、ま
たさうに運賃せられるものと予期い
たしておる次第であります。

〇中原委員 いろ／＼な現象もあるか
と思ひますが、少くとも官廳の調停請
求権といふものは、相當慎重を期さな
ければならない。もちろん実際の運賃
としてはさうであるといふ御説明であ
りましたが、そのためには、やはり一
應の條件がこれにつけられることが妥
当なのではないか。実際の運賃はさう
でないといふ御説明にもかかわらず、
さうでないこともまた可能であるわけ
であります。そのことがまず法律か
らいふと、一つの欠陥ではないかと考
へるのであります。さういふ点につ
いては、少くとも大臣が調停を請求す
る際には、これ／＼の成熟した條件の
もとに初めて大臣の請求権は行使され
る、さういふことになることが適當な
のではないかと考へるのであります。
ことに労資両方の場合で、ただいま特
に御説明になられたように、かえ
つて資本家側の方が調停に應じない場
合の方が多い。これはさういふ場合も
あるいは必ずしもないとは私も思ひま
せん。しかしながら経営者側の方がか
えつて調停に應じないといふやうな実
情の起つて来るところに、わが日本の
労働行政が、労働者をほんとうに十分
保護してないといふことを、裏書き
するものがあると思ひるのであります。
このことは、争議が長引けば長引くだ
け、経営者側が有利になるというやう
なことはほんとうはあり得ない。しか
るにかかわらず、経営者側が有利にな
るというところは、そこに有利ならしめ
るやうな條件が条件づけられておるこ
とを物語るものであります。これに
ついては労働行政の根本的な一つの議
論を必要とするところになつて参るの
であります。すなわちわが日本の労働階
級が、それだけ不利益な立場に制約づ

けられておるといふことを意味するの
であります。従つて不利な立場に制約
づけられておる労働階級ならば、なお
さらのこと、一應憲法が規定いたしま
したように、いわゆる労働権を確保す
ると同時に、団体交渉権、団体行動権
等々の、より一層の保障が必要になつ
て参ると思ひますし、ことに基本的な
人権の問題についても、一層これを眞
実に確保するための条件が必要になつ
て参ると思ひるのであります。言いか
え、労働階級の勢力といふものが、
さういふところに、待つておれば資本家
側が有利になるといふ条件をつくり上
げて参つておると考へるのであります。
しかしさういふ労働行政の基本的
な問題についての議論は、ただいま
たしましてもいたし方ないと思へるの
であります。このことが一應前提
として、この問題についても考へが
願ひたい。従つてこのように労働者の
立場が非常に弱い條件に押しやられて
行くやうな立法がなされた場合に、な
おさらのこと、ただいま御指摘になら
れました、経営者側がむしろ應じない
といふ場合が多いといふやうな特殊情
況を持つわが日本の労資関係におい
ては、その立法はまず／＼その條件を強
化しつゝあるといふことに相なるわけ
であります。従つて労資ほんとうに
自由にして対等なる立場において、す
べての事項が決せられておらないとい
う現実、なおさら拍車をかけて、こ
れにわくをはめて、労働階級の行動性
の自由を緊束するといふやうな立法の
取扱い方といふものは、これは何とし
ても一つの逆行であります。わが日
本の民主主義的な諸条件の成熟をこ

ねがつておる段階としては、きわめて
遺憾千万な法律案であるといふことを
指摘せなければならぬのであります。
さて私はここで續いて伺ひたいの
は、二十五條に「この章に規定するも
のの外、調停委員会に關して必要な事
項は、政令で定める。」とあります。大
体政令で定めれば非常に簡單でありま
す。いつの場合でも政令で簡單にとり
きめられるやうな構成になつておりま
すが、この政令できめようとする必要
な事項についての構想といふものは、
大体どういふやうな問題をこの必要
事項の中に考へておいでになるか、一
應腹案があらますれば、その腹案をこ
の場合伺つておきたいと思ひます。
〇賀来政府委員 まだ具体的に考へ
ていないのであります。大体この法
案自体は、現行の労働法の大部分をこ
ちらへ持つて来るやうな状況でありま
す。労働法におきましては、関係者を
呼び出しますときにはどういたします
とか、その旅費はどういふふうになつ
ておつて、どうするとかいふやうなこ
とを政令、つまり施行令できめており
ますし、また調停案を公表いたします
ときには、どんな手續であり、方法で
あるといふやうなことを規定いたして
おるのであります。大体の考へ方とい
たしましては、さうなことを労働法
の施行令に準じたやうな意味合いにお
きまして、この運賃に關しまするさ
うな必要な事項を決定いたしたい、か
ういふ予定をいたしておる次第であ
ります。

〇中原委員 續いて第六章仲裁の二十
六條についてお尋ねをいたしたいと思
ひます。この仲裁委員会の委員の選考
の方法であります。これは一應労働
委員会がこれに關與しておるやうであ
ります。で、何分中立性を確保する
点においては、理由づけができるかと
考へるのであります。この仲裁委員
会の委員の任期は、まず三年ととし
て見ましたが、三年の任期で別に御
不便はお感じにならないかどうか、こ
の点をお伺ひいたします。
〇賀来政府委員 この三年と定めまし
たのは、現在の労働組合法の委員が一
年になつておるのであります。その運
賃の経験から見ますと、労資の代表
者にとりましては、一年でもさほどそ
の利害に影響する点はないやうであ
ります。この第三委員につきまして
は、相當経験も要するやうであります
し、一年では短か過ぎるという議論が
現在あるわけでありまして、さうな意
味合いから、もう少し長くしなければ
いけないだらう。ところで四年がいい
のか、五年がいいのか、二年がいい
のかといふやうな議論が出て参ります
が、現在各種のかやうな委員におい
て、たとえば公安委員のごときは多分
三年だつたと思ひますが、さういふ例
からいたしまして、一應三年といふこ
とにいたそう。三年であります。な
らば、今までの経験から見しても、各
種の委員の状況から見しても、大体
これが當を得た年限ではないか、か
うに考へております。ただ、いきなり
三年で三人ともかえるといふことは困
るというやうな意味からいたしまし
て、附則におきまして、これを一年、
二年、三年と当初の委員は、やりまし
た。そして三人が順次大体全部が
わるといふことのないやうにいたして
おる次第であります。

〇中原委員 この委員会の委員の任期

が長いということは、一つの経験を經驗させるためには、ある程度の時間があるということも、もとより了解できますが、三年という日子は必ずしも短くない。もしこの委員が非常に公正を欠く。特にその公正を欠く書き方が、労働者にとつて非常に不利益な取扱いをする、こういう場合が起つて来る。これがまた予想される。そのときに罷免権の問題で、罷免権は政府がそれを持つておるよりでありすが、労働者側には別に罷免権らしいものが発見されないであります。これはどういふ御解釈でございますか。

○賀東政府委員 いろいろ研究したたのであります。公共企業体労働組合の性格並びに公共企業体の性格といふことも考えましたし、また労働大臣の立場におきましては、やはり労働者の経済的福祉の向上といふことを考える責任があるわけでありす。さういふ意味におきまして、この仲裁委員といふものはあくまで中立的な立場をとらなければならぬ。どちらに偏するといふことがあつてもいかぬのであるから、労資双方にさういふ罷免権を與えるというよりも、行政官廳としての責任を持つております。内閣総理大臣が、責任を持つて罷免をするといふことが、適当であるといふことで、かような立案をいたした次第であります。

○中原委員 内閣総理大臣あるいは関係大臣が、ほんとうに公正な中立的なものであり得るかどうか。これは私は必ずしもそうであるとの断言は、まさか当局においてもなされないのであらうと思ひます。たとへば、ものをわかりやすくするために具体的に申しますが、

吉田内閣総理大臣が、はたして中立的な立場に立つて事を今までなされたかどうか、今後またなされ得ると思へるかどうか、こゝういふことになつて来るわけでありす。労働階級の立場から申しますと、古い問題を引例してはなはだ遺憾でありますけれども、たとえば労働者に対する不逞呼ばわりのの言辭を、いまだなお改むるところなく、むしろそれをもつて当然として、りくづけるための理論の内容を、ますます強化しつつあるといふような点もあるわけでありす。さういふことを想像して考えますならば、局長の御答弁に、両者の権益、経済的あるいは社会的利益を考えなければならぬといふ立場に立ちながら、実は必ずしもさうだとは言ひがたいといふ結論が出て参るわけでありす。従つてさういふいわば階級的立場に立つておる大臣、あるいは総理大臣が、ほんとうに委員の罷免にあたつて適正妥當な取扱い方ができるかどうか。私もから申しますと、それはさうなはずない、従つてこの法律に対して労働者はいさな得せない、どのような弁明どのような説明をもつてせられましても、労働階級はこもつともである、同時にまた信頼し得るとは、おそらく労働者のな意見を持つ者といひましたし、だれ一人として了解をいたし得ないであらうと私は思ふのであります。しかもこの罷免権の行使の問題について鑑識してみますと、はなはだ危険な点が多々あるのであります。たとえば「委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認むる場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求むることができる」といふこと

になつておるわけでありす。その認定といふものは一体どこに基準を置くかといふことが、はなはだ危険をはらむわけでありまして、心身に故障のある場合といふのが一番最初にありますが、この点は一應そのまゝに見送るといたしまして、後段にある規定のごときは、はなはだ危険性を内包しておるといふことを申し上げなければならぬと思ふのであります。従つてさういふ前に指摘いたしましたような感覚と、あるいはさういふ階級的立場、あるいは性格を持つ大臣、並びにこれを行使するところの総理大臣が、はたしてこれを妥當適正に認定し得るかどうか。これはしばしば労働階級としては危険を懸念せられるのではないかと私は思ふのであります。これについて答弁を求めるところはあるいはむろしもない。少くとも吉田内閣のものと職を一應持つておいでになる政府の委員各位、あるいは次官にこのこと

○中原委員 内閣総理大臣あるいは関係大臣が、ほんとうに公正な中立的なものであり得るかどうか。これは私は必ずしもそうであるとの断言は、まさか当局においてもなされないのであらうと思ひます。たとへば、ものをわかりやすくするために具体的に申しますが、

委員の報告に基いて行方。その仲裁委員は労働委員会から選ばれた人たちであるといふ意味でありまして、この段階におきましても、総理大臣は直接的に独自の見解でさういふたものを選ぶといふ形になつておらないのであります。形式的にも、この段階におきましても、あくまで中立性を保持する労働委員会関係の人たちの意向が報告の基礎となつて、それに基づいて辭職させるといふことになりますので、中立性といふものは維持されて行くと考えます。しかしこれは形式的の点でありまして、ただいまの中原さんの御質問の中心は、むしろあとの方にあつたと思ひます。労働大臣にいたしまして、あるいは運輸大臣にいたしまして、特に労働大臣は、しばしば委員会及び本會議を通じて申し上げておりますから、私どもといひますか、労働大臣が抱懷しているところの、労働組合を裏心から育成して行きたい、そしてこれを中心として労働行政を展開して行きたいといふ考え方と、その熱情につきましては、屢次の質問應答の中を通して、一應御了解をいたさされたと思ひます。ちほ思ふのであります。この場合におきましても、私も労働大臣を助けておるスタッフといひましたし、労働大臣自体にいたしまして、吉田総理大臣をして、その中立性を疑わしめるような判断を起させる報告をいたすことは、絶対にございませぬといふことだけを申し上げて御答弁をいたします。

○鈴木(正)政府委員 これは形式的に申しますと、内閣総理大臣が辭職をさせると言ひましても、それは明らかにここに書いてありますように、仲裁

○中原委員 次は二十七條の委員の欠格條件の項であります。欠格條件が六箇項目にわたつて規定されておりますが、なるほど欠格條件といふものは、

これはまた必要であると考えております。ただ問題は、今回わが日本の労働階級は、いわゆる敗戦後、廃墟の中からまたたく文字通りはい上つてここに到達したてのおのである。従ひまして労働組合運動の正常なる成長、発展並びに労働者の正当なる権益を擁護し、これを主張いたしますためには、しばしばいゆる有識者の協力を必要といたす場合が多いのであります。従つて労働者の感覚と、あるいは労働者の性格に相通する知識人の協力を求めることの必要は、今日わが日本の労働組合運動の現状から考えまして、きわめて必要なことであるわけでありす。従ひまして、かような見解から考へて参りますと、欠格條件として指摘されております中の第三あるいは第四項に、國會または地方公共團體の議会の議員あるいは政界の役員といふような者が指摘されておるわけでありすが、むしろ進歩的な知識人が、一番の中に包含されておることが考えられる。もちろん全部がさうであるといふのではありませぬ。だがこの領域の中には、進歩的な知識人が相当部分包含されていることが考えられるわけでありす。従ひまして仲裁委員の委員は、常に公正なる中立者でなくてはならぬといふものの、その公正なる中立的なものであるといふことの意味は、何事にも無感という意味であるわけではないと思ひます。すなわち少くとも私は、鋭い一つの時代感覚を持つといふことが大切なものではな

○中原委員 次は二十七條の委員の欠格條件の項であります。欠格條件が六箇項目にわたつて規定されておりますが、なるほど欠格條件といふものは、

○中原委員 次は二十七條の委員の欠格條件の項であります。欠格條件が六箇項目にわたつて規定されておりますが、なるほど欠格條件といふものは、

これはまた必要であると考えております。ただ問題は、今回わが日本の労働階級は、いわゆる敗戦後、廃墟の中からまたたく文字通りはい上つてここに到達したてのおのである。従ひまして労働組合運動の正常なる成長、発展並びに労働者の正当なる権益を擁護し、これを主張いたしますためには、しばしばいゆる有識者の協力を必要といたす場合が多いのであります。従つて労働者の感覚と、あるいは労働者の性格に相通する知識人の協力を求めることの必要は、今日わが日本の労働組合運動の現状から考えまして、きわめて必要なことであるわけでありす。従ひまして、かような見解から考へて参りますと、欠格條件として指摘されております中の第三あるいは第四項に、國會または地方公共團體の議会の議員あるいは政界の役員といふような者が指摘されておるわけでありすが、むしろ進歩的な知識人が、一番の中に包含されておることが考えられる。もちろん全部がさうであるといふのではありませぬ。だがこの領域の中には、進歩的な知識人が相当部分包含されていることが考えられるわけでありす。従ひまして仲裁委員の委員は、常に公正なる中立者でなくてはならぬといふものの、その公正なる中立的なものであるといふことの意味は、何事にも無感という意味であるわけではないと思ひます。すなわち少くとも私は、鋭い一つの時代感覚を持つといふことが大切なものではな

○中原委員 次は二十七條の委員の欠格條件の項であります。欠格條件が六箇項目にわたつて規定されておりますが、なるほど欠格條件といふものは、

○中原委員 次は二十七條の委員の欠格條件の項であります。欠格條件が六箇項目にわたつて規定されておりますが、なるほど欠格條件といふものは、

○中原委員 労働者の場合の不利な条件としていろいろありますが、ただいまも話題になっております、すなわち十八條の問題であります、これに関連して労働者は、刑法不適用の組合法第一條第二項の規定は適用されない、こういうことは実はなつておると解釈いたしておるのであります。そうなりますと、労働者は正当なる行為によつて自己防衛をいたしました場合にも、それがしばしば歪曲されて、刑法上の犯罪としてとられるという危険の前にさらされておることが考えられる。そうなりますと、まづたく労働者は手も足も出ない。ほんとうに選ばれた交渉委員その他の機関を通じて保護を受けるだけでありまして、しかもそれは先ほどから繰返して指摘申し上げましたように、きわめて不公正な選考方法によつてなされた交渉委員その他の各委員であります、そういうものについてを依存せしめて、労働者の経済的、社会的地位なり、あるいは權益が保たれて行くにすぎないというのでは、一体どこに労働者はみずからよるところを持つべきか、ほとんどよるところがない、しかも一方経営者側の方では——もちろんこれは公共企業体であつたにいたしましても、その行為をいたしますのは人間であります。従つてその責任者は相当その責任を追及されてしかるべきものと考えるのであります。殊に第五條のごとき違反をあえていたしました場合に、しかもそれが違法であるということが確定いたしました場合に、ただ単に元に復せしめればそれで終りであるというよう無責任な関係において、はたして妥当適切な業務上の行為が行われるかどうか

か。これでは私は労資関係の調整的行為が行われるかどうか、はなはだいぶかしく思うのでありまして、元に復せしめればそれで済む、あやまちがあつても、それ以上に何らとがむるところはない、こういうようなことでは、私ははなはだその間に片手落ちな不正があると指摘せざるを得ないのであります。従つてこれらの問題は、もし損害を伴うならば、損害賠償の責任を当然負うべきである。従つてこれに對しては、こうであるというよう明確なる規定が、この中に挿入されなければならなかつたはずであると思ひます。同時にその責任者に対しては、私はまた別個に、一つの処分方法があつてしかるべきものと考えております。いわゆる労働者は一切の權利を失ふということになつておる。そうしてしかも先ほどから繰返しますように、せつかく労働組合運動の受当性を一層確認いたしますために、刑法不適用の條項さえあつたものを、それをわざ／＼ととりはずして、そうして危険の前にさらしながら、一方使用者側に對しましては何らの責任を追及するところなしというものは、いささか合点が参らぬのであります。従つてこれは損害賠償という單なる民事的な問題だけではなくて、その責任者に対しては、相當しかるべき制裁の條文が別個に附加されるべきものと考えるのであります。この点についてはどのようにお考えになつておられるか承りたいと思ひます。

○西村(健)政府委員 重ねての御質問であります、当然損害賠償を負うべきであるという規定を書くにいたしましても、これはやはり民事上の問題になるわけでありまして。この点については、立法技術上からいつても実益がないのじやないか。さらにもう一つの点といたしまして、当然その責任者なり、公共企業体の執行者に罰則を適用するなりすべきである。そういう労働者側のみをいじめて、公共企業体の経営者側を罰するやうな処置をとらないというところは、はなはだ片手落ちではないかという御所論でございましたが、この点につきましては御意見のわかれるところだと思つております。先ほども申しましたように、公共企業体というものは——これはまた觀念の仕事でございまして、見方の相違と言つてしまえば、そうなるでございまして、うけれども、そこまでやらなくても十分これでやつて行けるんじゃないかというふうに考へておる次第でござい

ます。○中原委員 損害賠償の責めを負うべしということが、ここに明記されておる場合と、何ら明記されなくて、別に民事訴訟的な手続によつてこれを行使する場合とでは、労働者の立場から見ますと、非常に結果が違つて参るのであります。従つてやはりこれはここに明記すべきものでありまして、それをどのように処理して行くかということは、従つてその明記された條文に基いて行爲されて行くことによつて、結論が出て参ると思ひのであります。なお公共企業体の代表者に対して、責任を負わしめるための何らか罰則的な処置が必要であるということに對しては、公共企業体の性質上、そのやうなことは必要でないというやうな御答弁でございましたが、これは局長にお尋ねしたことがむりであつたかも知れない。これは当然大臣、そうでなければ次官に回答を求めべきであつたかと考えます。しかしこれ以上私が追究いたしましたも、結局出て来る結論は、やはり政府の立場が、私の立つておる立場と、まづたく一致することがむずかしいからであるということをお考えますと、もはやこれはむだであると思ひますから、この程度にしておきますが、大体以上の質疑を通じて、提案者としての政府の意が、どこに心を用いて、どのようにこの法律案を作成し、どのように行使せんとしておるかということが、およそ見当をつけることができたと思ひます。従いまして、この公共企業体労働関係法案そのものに対しては、私も政府の意圖するところに、いささかも同調し得ないという結果に到達したことを、はなはだ遺憾に思ひますが、一應この程度をもちまして、私の質疑は打ち切ることいたします。

○綱島委員 此の際お諮りいたします。ただいま議題になつております公共企業体労働関係法案に対する質疑を打ち切りますことに、御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○綱島委員 御異議がなければ本案に対する質疑を打ち切ることに決定いたします。次会は明日午前十一時より開会いたします。各派の本案に対する委員会における討論をお願いいたします。ことにいたします。
本日はこれをもつて散会いたします。
午後四時七分散会
〔参照〕
職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を要するの件(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊に掲載〕

昭和二十四年二月十七日印刷

昭和二十四年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局